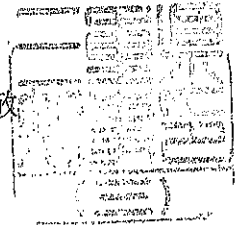


様式第1号

四 建 第 1 5 6 号
令和3年5月25日

株式会社穂高
代表取締役
吉田 仁志 様

三重県知事 鈴木 英敬



解体工事業の登録について（通知）

令和3年5月14日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり登録したので通知します。

記

登 録 番 号 三重県知事（登一3）第2－49号
登 録 年 月 日 令和3年5月25日
登録の有効期間 令和3年5月25日～令和8年5月25日

注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和8年4月25日
（この日が三重県の定める休日に該当する場合は、直前の開庁日）